

山口県報

令和元年
7月12日
(金曜日)

目 次

○漁管委告示

漁業法第六十七条第一項及び第三百条第四項の規定による指示……………



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和元年七月十二日

山口県内水面漁場管理委員会

会 長 酒 井 治 己

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、壇具川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面においては、こい（まごい及びにしきごいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

二 指示の有効期間

令和元年七月十二日から令和二年三月三十一日まで

令和元年七月十二日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁